令和 4 年度

第 2 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和5年1月19日(木)

令和4年度 第2回 赤穂市都市計画審議会議事録

午前10時00分~午前11時00分

2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3. 出席者

〔委員〕

(学識経験者) 谷山 甫 目木 敏彦 萬代 新一郎

(市議会議員) 中谷 行夫 荒木 友貴 前川 弘文

瓢 敏雄

(公募市民) 奥道 一二美 門田 守弘

(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局

 光都土木事務所
 所長補佐
 井口
 智貴

 赤穂警察署
 交通課長
 喜多村
 勇輔

[事務局] 建設部長 小川 尚生

澗口 彰利 都市計画推進担当部長 都市計画課長 澁谷 晃 長棟 建築係長 由樹 門口 計画係長 幸夫 金家 弘明 技術員 企画政策課長 玉木 哲也 廣井 紀吉 危機管理担当課長 環境係長 林 美希 社会福祉課長 山内 陽子

社会福祉課長山內 陽子土木課長坂本 良広公園街路課長畑中 教秀区画整理課長松村 学商工課長高見 直樹農林水産課長山本 政秀施設担当課長有吉 央

下水道課長 藤本 則弘

(支援事業者) (株)国土開発センター 森川 大輔 中宮 雅貴

田村 勇

4. 審議会成立宣言

5. 審議事項

第1号議案 赤穂市都市計画マスタープランの改定について (継続審議)

6. その他

7. 閉会

事務局

定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第2回赤穂市都市計画審 議会を開催いたします。

まず、審議会の成立について、ご報告いたします。

―委員、―委員、―委員、―委員より事前に欠席の通告を受けておりま す。また、一委員より10分程度遅れると伺っておりますので、委員15名の うち現在の出席者は10名です。

なお、光都土木事務所長および赤穂警察署長より、委任状の提出があ り、西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐 一様、赤穂警察署 交通課長 一様が代理出席されております。

委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、「赤穂市都市計画 審議会条例」第7条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

それでは、「赤穂市都市計画審議会議事運営規則」第5条により、ここか らの議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたしま

会長

(会長挨拶)

本日の議題は、昨年からの継続審議事項として、「赤穂市都市計画マス タープランの改定について」が予定されておりますので、よろしくお願い します。

まず、議事録署名委員の指名についてですが、「赤穂市都市計画審議会 議事運営規則」第8条第2項により、議長が指名するとなっておりますの で、本日の議事録署名委員として、「一委員」、「一委員」にお願いしま

それでは、次第の3. 審議事項に入ります。第1号議案「赤穂市都市計画 マスタープランの改定について」、事務局説明をお願いします。

事務局

第1号議案「赤穂市都市計画マスタープランの改定について」、ご説明 します。

昨年6月8日開催の第1回審議会におきまして、都市づくりの基本的な 方針となる「赤穂市都市計画マスタープランの改定」について諮問され、 その内容についてご審議いただきました。

本日の第2回審議会につきましても、前回に引き続き、「赤穂市都市計 画マスタープラン(素案)」について、ご審議をお願いいたします。

議案書のご準備をお願いします。

1 枚めくっていただきまして、「赤穂市都市計画マスタープラン(素 案)」と記載している表紙の次のページ、目次をご覧ください。

第1章から第6章までのうち、前回の審議会で第1章から第4章までを ご審議いただいておりますので、本日は第5章、第6章のご審議をお願い いたします。

また、第5章、第6章のご審議の前に、第1回審議会からの主な変更点 をご説明いたします。

本計画(案)の第1章から第4章にかけて、各種統計データを最新のも のに更新し、また、言い回しや句読点等の修正をしております。

68ページをお願いします。

「市街地整備の方針」の(2) 既成市街地の整備方針をご覧ください。

■の2つ目になります。

「兵庫県の『空家等活用促進特別区域』制度を活用し、空き家などを地方回帰の受皿として流通・活用することにより、移住、定住および交流の促進ならびに地域の活性化を推進します」という項目を新たに追加しております。

空き家の利活用につきましては、全市的な課題として、新たに追加しました。

また、後ほど説明しますが、坂越地区において、兵庫県の「空家等活用 促進特別区域制度」を活用し、空き家や古民家などの活用を促進するよう 方針として記載しております。

主な変更点については、以上となります。

それでは、第5章、第6章について、ご説明します。

はじめに、「第5章 地域別構想」について、ご説明します。

73ページをお願いします。

地域別構想の地域区分は、現赤穂市都市計画マスタープラン(赤穂市都市計画マスタープラン2013)を踏襲し、図面に示しているように9地区を設定しています。

74 ページからは、それぞれの地区におけるまちづくりの方針を明らかにしています。

地域別構想の構成につきましては、それぞれの地区における現況と課題を整理し、「土地利用の方針」など、全体構想に位置づけた方針をそれぞれ該当する地区に落とし込んで記載し、地区レベルのまちづくりの方針図を作成しています。

78ページをお願いします。

こちらには、赤穂地区のまちづくり方針を図で示しています。地域別構想の方針図には、概ね 10 年以内に整備を予定している取組などを示しています。地域別構想は、他の地区についても、このような構成で作成しています。

それでは最初に、赤穂地区のまちづくりの方針から説明します。 78ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた赤穂地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の赤色で示しています JR 播州赤 穂駅から赤穂城跡に至る範囲を中心商業業務地として位置づけ、空き家、 空き店舗の適正な管理と利活用、多様な都市機能および居住機能を維持し ながら、利便性が高く、にぎわいのある、暮らしやすい都市機能拠点を形 成します。

方針図のピンク色で示しています中心商業業務地の周辺および大規模商業施設が立地する区域を商業業務地として位置づけ、日常生活に必要な商業機能などを充実します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、方針図の左上に記載のとおり、地区内幹線道路のバリアフリー化の推進、身近な公園の適切な維持管理、道路や建築物、公共交通などのバリアフリー化などハード・ソフト両面での施策を展開し、誰もが生活のしやすいまちづくりを推進します。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、方針図の右上に記載のと おり、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させるとと もに、豊かな歴史文化遺産の保全とまちなみ景観を創出することとしてお ります。

防災の方針につきましては、方針図の中ほどにありますとおり、県と調整・連携しながら加里屋川の未改修区間を整備することとしております。

以上が、赤穂地区における地域別構想の案であります。

続いて、城西地区のまちづくりの方針を説明します。

83ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた城西地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の青色で示しています大規模工場 が集積する臨海部を工業地として位置づけ、地域振興に資する工場や既存 事業所などの拡張を推進します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、方針図の左上に記載のとおり、地区内幹線道路のバリアフリー化の推進、老朽化が進行している赤穂城南緑地の運動施設の計画的な改築・更新、赤穂城跡公園の未整備区域の整備を推進します。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、方針図の中ほどにありますとおり、国指定史跡・名勝の赤穂城跡や大石神社などの歴史文化的遺産を保全し、周辺と一体となった景観の魅力を向上させます。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上を図ることとしています。

以上が、城西地区における地域別構想の案であります。

続いて、塩屋地区のまちづくりの方針を説明します。

88ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた塩屋地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の青色で示している大規模工場が 集積する臨海部を工業地として位置づけ、地域振興に資する工場や既存事 業所などの拡張を促進します。

また、山陽自動車道赤穂 IC 周辺など立地優位性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、市内循環バスなど交通体系の整備、赤穂ピクニック公園および高山墓地公園の適切な維持管理に努めます。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、方針図の中ほどにありますとおり、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させることとしております。

防災の方針につきましては、建築物の不燃化・耐震化を促進するなど、 安心・安全に暮らせる防災に強いまちづくりを推進することとしていま す。

以上が、塩屋地区における地域別構想の案であります。

続いて、西部地区のまちづくりの方針を説明します。

93ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた西部地区のまちづくりの方針として、

土地利用の方針につきましては、方針図の青色で示している大規模工場が 集積する臨海部を工業地として位置づけ、地域振興に資する工場や既存事 業所などの拡張を促進します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、市内循環バスなど交通体系の整備、身近な公園の適切な維持管理や機能再編の推進、臨海工業地における既存工場内の緑地環境の保全を図ることとしております。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上を図ることとしております。

以上が、西部地区における地域別構想の案であります。

続いて、尾崎地区のまちづくりの方針を説明します。

98ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた尾崎地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の黄色で示している尾崎の旧集落 を複合住宅地として位置づけ、狭隘道路の改善や防災性の高い建築物への 更新を誘導するとともに、地区計画などにより、良好なまちなみ景観や居 住環境の形成を一体的に推進します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、都市計画道路赤穂大橋線、唐船線の整備を推進し、自動車交通の円滑化と安全を確保すること、また、身近な公園の適切な維持管理、地区計画に基づく良好な居住環境の維持に努めることとしております。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させることとしております。

防災の方針につきましては、老朽化した木造住宅が密集している尾崎の 旧集落では、密集住宅市街地整備促進事業を推進し、総合的な防災まちづ くりを進めることとしております。

以上が、尾崎地区における地域別構想の案であります。

続いて、御崎地区のまちづくりの方針を説明します。

103ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた御崎地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の緑色で示している元塩町、朝日 町、正保橋町、元沖町などを専用住宅地として位置づけ、低層住宅地や戸 建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地として、良好な居住環境を保全 します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、地区内幹線道路のバリアフリー化の推進や身近な公園の適切な維持管理、県立赤穂海浜公園と周辺運動施設の利用促進、また、御崎灯台周辺では、特別指定区域制度を活用し、飲食店やホテル・旅館、みやげ物店など、御崎地区の魅力向上につながる建築物の立地を可能とし、地域資源を活かした土地利用を推進します。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させることとしております。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上に努めることとしております。

以上が、御崎地区における地域別構想の案であります。

続いて、坂越地区のまちづくりの方針を説明します。

108ページをお願いします。

地域住民の意識や課題を踏まえた坂越地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図のピンク色で示している JR 坂越 駅周辺を商業業務地として位置づけ、商業機能などの充実や医療、福祉な どの日常生活に必要な施設を誘導します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、市内循環バスなど交通体系の整備、土地区画整理事業による都市基盤施設の充実とともに、移住、定住および交流の促進、地域の活性化のため、市街地景観形成地区を基本とした区域において、兵庫県の「空家等活用促進特別区域制度」を活用し、空き家や古民家などの活用を促進します。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させるとともに、歴史的環境と調和した都市景観の形成を図ることとしております。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上に努めることとしております。

以上が、坂越地区における地域別構想の案であります。

続いて、高雄地区のまちづくりの方針を説明します。

113ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた高雄地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図の青色で示している赤穂清水工業 団地を工業地として位置づけ、既存工場や既存事業所などの留置に努めま す。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、市内循環バスなど交通体系の整備、身近な公園の適切な維持管理や機能再編を推進することとしております。

地域環境の保全・形成の方針につきましては、風致地区の指定を継続し、優れた自然環境を維持・向上させるとともに、赤穂ふれあいの森の適切な維持管理に努めます。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上を図ることとしております。

以上が、高雄地区における地域別構想の案であります。

続いて、有年地区のまちづくりの方針を説明します。

118ページをお願いします。

地区住民の意識や課題を踏まえた有年地区のまちづくりの方針として、 土地利用の方針につきましては、方針図のピンク色で示している JR 有年 駅周辺を商業業務地として位置づけ、商業機能などの充実や医療、福祉な どの日常生活に必要な施設を誘導します。

続いて、都市施設の整備方針につきましては、市内循環バスなど交通体系の整備、都市計画道路有年駅北線、南線および駅前広場の整備、国道 2 号の 4 車線化の整備促進、土地区画整理事業による都市基盤施設の充実を図ることとしております。

防災の方針につきましては、災害時に避難場所となる公共施設の防災機能の維持・向上を図ることとしております。

以上が、有年地区における地域別構想の案であります。

続きまして、「第6章 実現化の方策」について、ご説明します。 119ページをお願いします。

本計画の実現にあたっては、防災、環境などさまざまな分野別計画と役割を分担するとともに、地区計画制度などの都市計画の各種手法を活用しながら、まちづくりを進めていきます。

また、効率的・効果的なまちづくりを進めていくため、計画の策定から 各種施策の実施、達成状況の把握、検証および評価に基づく施策の改善の 一連の PDCA サイクルの考え方を基本に本計画の進行管理を行います。

続きまして、赤穂市都市計画マスタープランの改定スケジュールについて、ご説明します。

机上配布しております、右上に「パブリックコメントの概要」と記載している A4 1 枚ものの資料をお願いします。

本計画の構成は、市内全域を対象とした「全体構想」と、地域ごとに定める「地域別構想」の2段階構成とし、昨年6月に「全体構想」を、今回の審議会で「地域別構想」について、ご審議をいただきます。

今回ご審議いただいた計画(案)を基に、30 日間パブリックコメントを募集します。

そして、パブリックコメントでのご意見を踏まえた本計画の最終的な案 について、第3回の審議会でご審議いただきます。

3月中旬を予定しております。

それでは、お手元の「パブリックコメントの概要」に基づき、その概要 を説明します。

赤穂市都市計画マスタープランを改定するにあたり、広く市民の皆さまからご意見を伺うため、マスタープラン(案)を公表し、パブリックコメントを募集します。

募集期間は、令和5年1月24日から令和5年2月22日までの30日間で、市ホームページ、市役所2階の都市計画課、各地区公民館で公表し、市内に在住、在勤、在学の方や市内に事務所や事業所等がある法人、団体等が提出できます。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

事務局の説明は終わりました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。 —委員、どうぞ。

56ページの「4-2 交通ネットワークの方針」で、次の57ページの「② 幹線道路の整備」について、「イ 幹線道路」に■が4つあります。

これを踏まえて、地域別構想の尾崎地区になりますが、96 ページの「2 地域づくりの方針」の「(2) 都市施設の整備方針」の「①交通」の●の1つ目の2行目ですが、「また、赤穂大橋線(橋梁部)の架け替えを推進します」と書かれておりまして、次の98 ページの「尾崎地区のまちづく

会長

委員

り方針」の「概ね 10 年以内に整備を予定している路線」の中に、この橋梁部も入っていると思いますが、これの部分をこの表の中に何か明記していただけないかなと思います。

それから、57ページの幹線道路の中に「推進」という文言が入らないかということをお尋ねしたいと思います。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

57 ページの「イ 幹線道路」のところですが、1 つ目の■の都市計画道路赤穂大橋線、唐船線、塩屋野中線の「整備を進めます」というところを「推進します」に、ということですか。

会長

一委員、どうぞ。

委員

「整備を進めます」という部分と、橋梁部については「推進します」ということですので、別に設けてもらうことは出来ないかなということです。赤穂大橋線の橋梁部をひとつのくくりでも結構ですが、「推進します」という明記の仕方が出来ないかなと思っております。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

赤穂大橋線の橋梁部につきましては、供用を開始して 80 年以上経過している状況で、赤穂大橋線とか唐船線の整備を進めながら、大橋線の橋梁部の架け替えについても、検討をしてくいところではございますが、記載につきましては、委員の意見を踏まえまして、検討させていただきます。

会長

一委員、どうぞ。

委員

幹線道路のバリアフリー化についてですが、尾崎地区についてはその項目がないのですね。これから道路、歩道ですが、シニアカーとか、自転車もそうですが、通行しやすいようにバリアフリー化をどんどん全市的に進める必要があろうかと思いますが、尾崎地区についてはそういう項目がないのですが、どうだったのでしょうか。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

他の地区で明記している路線といいますのは、この 10 年間の方針で何らかのバリアフリー化の対策をするということで明記しております。時代 状況の変化によりまして、当然、先程委員がおっしゃられましたようなことで変わってくるかと思います。

そちらについては適宜対応していきたいと思っておりますが、今、特段の計画がない尾崎地区については明記していないという状況でございます。

会長

一委員、どうぞ。

委員

結構、歩道などでも切り下げが激しくて、自転車でも歩く時でもそうですが通りにくい。これは以前から指摘があったところですが、なぜここに出なかったのか。計画がないということなのですけれども、これからの方針として、住宅地絡みが多数ありますから、要るのではないかと思っていたのですが、部分的にでも明記はされないのですね。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

部分的に対策をする箇所につきましては、随時要望なりを受けた段階で対策を行っていきたいと考えております。

ただ、路線について計画的にやるのかというと、現在はそういう計画はなく、時代状況の変化に応じて、そういったことが発生しますと対応していきたいということでございます。

また、41ページ、都市づくりの視点の「視点③」の5行目、「誰もが生活しやすいユニバーサル社会の実現に向け、道路や建築物、公共交通機関などの一体的なバリアフリー化を推進します」というところで、道路につきましてもバリアフリー化については考えますというところは明記しておりまして、地域別構想になりますと、具体的な方針を記載することになりますので今現在、今後10年で計画しているところを記載しております。

ここに記載がないからといってしないというわけではないので、具体的なところの路線について記載している状況です。

会長

一委員、どうぞ。

委員

議案書を見たときに、29 ページと 30 ページに「住民意向の把握」ということで、意向を調査されているのですが、これを見ますと、大体 7 割の方が今、住んでいるところに住み続けたいのだという思いを持っておられるという結果が出ております。

そういうところと、今計画されているマスタープランとのすり合わせは、しっかりやっていただけたのかなということをお聞きしたい部分です。よろしくお願いします。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

41ページをお願いします。

「■都市づくりの視点」の「視点①:都市機能の誘導と交通ネットワークの形成などによる持続可能な都市づくり」というところで、赤穂市の人口が減少している中で、JR 播州赤穂駅、JR 坂越駅、JR 有年駅を市の中心的な機能を誘導する区域としていて、そこを公共交通機関で結んで持続可能な都市づくりを進めるということと併せて、「視点①」の5行目になるのですが、「日常生活に必要な機能の確保、既存の集落におけるコミュニティを維持し、誰もが安心して暮らすことのできる環境、にぎわいや生活

の質の向上」を図るというところで、JR 播州赤穂駅、JR 坂越駅、JR 有年駅を中心的にまちづくりするのと併せて、各集落についてもコミュニティの維持を図りたいと考えております。

そういった中で、例えば 91 ページの「(1) 土地利用の方針」の 2 つ目、「②市街化調整区域」の「●集落区域」の 2 行目、「コミュニティの維持を目的とした住宅供給や小規模な商業・業務施設の立地を可能とし、低層住宅を主とした建築物を誘導します」と記載させていただきまして、各集落についてもコミュニティの維持を考えますというところは明記させていただいております。

会長

一委員、よろしいですか。

委員

ありがとうございます。

いろいろと考えていただいているというのは重々伝わっておりますが、この間の地区別の説明会のときにもお願いしたのですが、コンパクトシティを目指すのだというようなマスタープランの中では、市街地から離れた地域は、取り残されているのではないかなと思うので、ちょっと危機を感じた次第です。一生懸命に考えてくださって、説明会もたくさんの方が来ていただいていたので、一応今日はお聞きするということで、ありがとうございます。

会長

一委員、どうぞ。

委員

6ページ「第2章 赤穂市の現状と課題」というところの「2 自然」の「①地形・水系」の表について、「■市内主要河川」と書いているのですが、そこの現状把握をするのであれば、今は河川の長さと最大幅を書いているのですが、それは書いていただいていても結構なのですが、危険を予知するのであれば最大幅ではなくて最小幅を書いて、堤防の高さからの水深で断面積を出せば一般的な川の流速、ものすごく雨が降ったときの流速を入れればその川の排水量が見えてきますから、それを逆算すれば、今、線状降水帯とかそういうところになりますと 80mm とか 100mm の雨が 5 時間ほど降れば、全国的にどこの川も氾濫するということになっていますので、そういうものをここの中に分かりやすく明記していただいたらどうかと思います。

それともう1つ、都市交通について、兵庫県の方で勉強させていただいたときには、将来的に家にいたら全て物が整うようになる。だから交通の難民もできなくなる。車の自動化やデジタル化が進んで、2030年以降は家にいればパソコンを使えば全て入手できるというような状況になるであろうと。だから、それに向かっての交通体系というものはこの中には、2030年までのことですから入っていないかも分かりませんが、文言としてはそういうものも入れたらどうかと思います。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

6 ページの主要河川の表につきましては、データとして取れるか取れないかというところは分かりかねまして、情報として載せられるだけの正確なものがあれば検討はさせていただきたいのですが、現状は今ある情報を記載しております。

公共交通につきましては、都市計画マスタープランとは別に、公共交通の計画というものを新たに策定しようとしている状況でして、こちらにつきましては、現状の公共交通を見つつ、都市計画をどうするかというところを記載している状況ですので、ご理解いただければと思います。

会長

一委員、どうですか。

委員

ありがとうございました。

会長

一委員、どうぞ。

委員

各地区のまちづくりの方針図の中なのですが、工業地における既存工場内での緑地環境保全というのはどのページにも書かれているのですが、赤穂市の各いろいろな産業の立地を図っていく中で、現在の工業団地、工業用地の不足ということを考えると、既存の工場の中での増設を推進していかないと赤穂の産業は成り立たないと思うのですが、その中で緑地環境の保全というところをうたい過ぎて進出を阻害しているのではないかという危惧を一つ持っております。

赤穂市には日本に冠たるグリーンベルトが存在し、また、各企業は現在 SDGs、脱炭素に対する取組の中で、我々が思っているよりも環境に対して 非常に厳しい態度で臨んでおります。

脱炭素の取組に対して緑地の面積を緩和するとか、そういうことを考えていかれた方が、いつまでも工場イコール環境悪という考え方を改められた方が、赤穂市の将来の産業立地に役に立つのではないかと思います。

それから、同じく方針図の中に、道路についてはバリアフリー化というのがお題目のように書かれておりますが、バリアフリー化だけではなくて、もっと見直していかなければいけない道路、また、産業用道路の不足というところにいかれるように、この方針図だけ見ますと非常に産業に対して厳しいところがあるのかなというところを感じております。

もう1点ですが、先日、齋藤知事の県政報告を聞く機会があったのですが、現在、関西、そして兵庫県の経済の発展を阻害している一因として、 市街化調整区域に対する考え方を改めていった方がいいのではないかとい うご意見を述べられておりました。

短期的に改善されることではないと思いますが、赤穂市の計画の中にも 市街化調整区域の有効利用、また、坂越、御崎のような特区の考え方とい うのを全市的に広げられるように、ご提案されたらいかがかなと思ってい ます。以上です。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

工場の緑地率の緩和につきまして、ご報告を申し上げます。

工場の緑地率につきましては、国の法律、工場立地法で全国的に工場の 敷地内の緑地率は、20%確保しなさいといった法律がございます。

赤穂市につきましては、現在、赤穂市独自の条例で緩和を既にいたして おりまして、現在、緑地率 5%以上ということで緩和を図っているところ でございます。

もちろん環境上でいきますと、委員がおっしゃいましたように、グリーンベルトとかそういったものに加えて、工場の状況にもよりますが、緑地が多い方が環境上好ましいわけでございますが、赤穂市もこれまでの人口減少ですとか、例えば就業人口の増加といったことも踏まえまして、工場などのさらなる増設を促進してまいりたいと考えているところでございます。今後も赤穂市内のそういった緩和の状況も各企業と協議しながら、工場の増設ですとか、緩和の条件の説明に尽力してまいりたいと考えております。

会長

一委員、どうぞ。

委員

緩和の話は理解できているのですが、この方針図の中にお題目のように 書かれるのはどうかなというのが、まずございます。

その根本として、先程お話しした企業、工場イコール環境に対して悪というような考え方があるのではないかなという危惧をしております。

もし、ご検討ができるのであれば方針図のところの書き方を少し考えていただけたらというのが私の考えです。

ご返答は結構です。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

少しだけ、市街化調整区域の関係についてご説明申し上げます。

現在、作っておりますこの都市計画マスタープランでございますが、兵庫県の方針に基づいて作らせていただいており、また、市街化区域と市街化調整区域につきまして、特に市街化区域は現状維持を根本としております。

現在、兵庫県の方で今後いわゆる線引きについて、次の兵庫県のマスタープランの中でどのように検討していくかという議論がなされております。赤穂市につきましてもその状況を見据えながら、例えば近いうちにそういう線引きの方針が変わるということになりましたら、またこの都市計画マスタープランにつきましてもある程度の見直しが必要になるかと考えております。現状としましては、そのような状況でございます。

会長

ありがとうございました。 一委員、どうぞ。

委員

防災の方針について、私は地域でお世話をさせていただいているのですが、去年、避難訓練を住民の 70%ぐらいが参加して、今年は勉強会とマ

イ避難カード作成を今年度中にやろうと思っています。

それから、社会福祉課とも協力しながら要介護支援者の介護と避難の方も進めていければと考えているのですが、どの地区においても公民館と小学校校区のことが入って「公共施設における防災機能を維持・向上させます」という文言がほとんどの地区で入っていると思うのですが、「向上させます」というこの「向上」というのは、どういうことを向上させていただけるのですか。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

防災面の維持・向上というところなのですが、地域コミュニティの拠点 となる公民館、小中学校等が避難所となります。

その場合、施設の耐震化等は進めておりますから、そういうところの管理、ハード面と、維持・向上という部分につきましては、41 ページに書いております「視点③」の2行目で、「防災インフラの整備、強靭な市街地の整備などのハード面の整備とともに、地域防災力の向上、防災体制を充実させるソフト面の整備や」というところで、ソフト面というところで地域住民の方の防災意識の向上を目指すための勉強会等を進めていくというような考えでおります。

会長

一委員、どうぞ。

委員

機能面の向上ではないわけですね。

坂越小学校では、私の記憶では 1,150 人の方が避難するように計画ではなっているわけですが、昭和 51 年には地域が浸かった経緯があります。その時は小学校だけでは足らずに、JA (農協) や妙道寺でお泊りされたそうです。

去年、聞き取り調査をする機会がありまして、飲み水と、トイレが全然 動かなくなって大変だったということを聞いています。

今、防災倉庫等もフラットな場所に、海抜 4.5~5m のところにありますから、前回と同じようになりますと、堤防が少し高くなりましたから、満杯になると 5m ぐらいまで漬かりますので、そうなると 2 階にいても少し水が入ってくるかなという感じになります。そうすると、小学校の 3 階だけとなりますと、小学校にも調べにいったのですが、いろいろな機能の部屋がありますからそこに 1,150 人が入ることは不可能で、1,150 人は多分平常時の体育館を使った場合のことです。

そして、防災、今、ベッドがありますよね。あれを敷くと絶対に 1,150人は無理です。そして、前回も体育館のマットを持っていって敷いて寝られたそうです。板場では全然寝られなくて、痛くて困ったという話も聞いていますので、向上という中にそういう機能面のことも少し考えていただいたらありがたいかなと思います。

避難した人たちのご意見の中から見いだしたことなのですが、大変なお 金がかかるとは思いますが、防災倉庫もできたら坂越小学校等の屋上に上 げていただいて、そこで一括管理できるようなことにしていただければ、 誰が鍵を管理して、誰が開けられるとかというようことも可能になってくると思います。

できたら、そういう意味での向上をしていただいたら、よりありがたいかなと思います。

以上です、お返事はいいです。

会長

一委員、ありがとうございました。

今日の審議会はあまり具体的な要望はちょっとそぐわないと思うので、 気持ちはよく分かるのですが、また別の機会に担当部署と話してもらった らと思います。一委員どうぞ。

委員

全市的に関わる部分なのですが、具体的には 77 ページ、「②公園・緑地」の3行目をご覧いただきたいのですが、全ての地区に関して「市民参加による公園の芝生化を推進します」という文言が入っております。

この市民参加というのは、まず具体的にどういったことを想定されているのかということと、あと、全市的に公園の芝生化、芝生化自体は否定するものではなくて非常にいいものだと思うのですが、ニーズがどれぐらいあるのか。あと、今までの整備状況、どのように市で進められているのかをお伺いします。

会長

事務局、どうぞ。

事務局

こちらの「市民参加による公園の芝生化を推進します」につきましては、兵庫県の方で平成 18 年度より、都市環境の改善、都市防火・防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用しまして、住民団体、自治会や PTA の方で実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」というものを実施しております。

具体的には自治会を中心として公園の芝生化、芝生化後の維持管理を推進しているというところで、実績としましては平成24年に塩屋第3公園と御崎第1公園を芝生化しております。

また、平成26年に塩屋小学校の校庭の芝生化、平成27年に有年中学校の校庭、中庭の駐車場の芝生化、平成29年にはあおぞら保育園の園庭の芝生化というところで、近年なのですが、公園とか学校園の芝生化の実績、県民まちなみ緑化事業の補助実績というのが、少ない状況ではありますが、都市の環境改善や防災性の向上などの目的もあるため、都市マスに記載しております。

一委員のおっしゃるとおり、公園に限って言うとなかなかニーズは少ないのですが、学校園などに関してもニーズはあるというのと、県の方でも推進しているというところで、公園に限定した書きぶりではなくて、「公園などのオープンスペースの芝生化を推進します」というような、文言はこれから検討させていただきます。

会長

一委員、どうぞ。

委員

ありがとうございます。

市長も子育て施策に力を入れるとおっしゃっていたと思うのですが、公園だけとなりますと地元の方も維持管理が大変だというご意見も恐らく出てくるかと思います。

子供も、公園に限らずこういう公共スペースに関して芝生化が望まれる ところが進められるように文言の検討をぜひお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

皆さんの発言が活発でしたので、時間もちょっと過ぎたようですが、最後に、この第1号議案以外に、皆さんの中で発言があるようでしたらお願いします。

発言がないようですので、それでは次第4の、その他のところへ入りたいと思います。

事務局、何かありますか。

事務局

先ほどの説明の中にもございましたが、坂越地区の空家等活用促進特別 区域につきましては、現在、内容を検討しており、こちらを兵庫県に申し 出し、特区の指定をいただきたいと考えております。

申し出はまだしておりませんが、今年度中に行う予定としておりまして、兵庫県の方で3月に審査する委員会がありますので、それに向けて動いております。

どういった内容で申し出をするというところは、次回の審議会でご報告 させていただきたいと思います。

また、本日は都市計画マスタープランの改定案について、ご審議いただきまして、ありがとうございました。

次回は、今回の審議会やパブリックコメントを踏まえてまとめた案を、 ご審議いただきたいと考えております。

開催日につきましては、3 月中旬を予定しておりますが、改めてご案内 させていただきます。

事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、私の方から事務局にお聞きしたいと思います。

会長を長くやっていると、僕の記憶も定かではない部分もあるのですが、これまで大体この審議会の節目節目というか、年度初めなどには、市 長が挨拶に来られたのではないですか。

我々とすればやはり励みになる。どうでしたか。

事務局

過去、そういった形で市長に参加していただいたということは記憶して おります。

次の審議会が3月にあるということですので、改めて市長の方に出席できるようでしたら出席していただきたいと思います。

会長

一言でいいので、来たらみんなの励みになるではないですか。

##